「企業活動と患者団体の関係の透明性に関する指針」

日新製薬株式会社
日新薬品株式会社

医薬品とは生命関連商品であり、国民の皆様の健康に大きく関与するものであります。その中で、日新製薬株式会社および日新薬品株式会社（以下、総称して「日新」という。）は、ジェネリック医薬品事業を通じた医療への貢献を使命としており、患者団体との連携を含めた企業活動を行っております。

このような企業活動は高い倫理性のもとに取り組まなければならないものであり、透明性を確保した活動であることが重要であると認識し努めてまいりました。日新においても社会から更に高い信頼を得られる企業となることを目指し、日本ジェネリック製薬協会より公表された「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則り、日新の企業理念に基づく指針を制定し、次のとおり患者団体への支払いや資金提供に関する情報を公開することといたします。

【日新の姿勢】

日新と患者団体との関係は、患者団体の独立性を尊重し透明性を確保する必要があります。透明性を確保するために、日新が関与している事実を明らかにし、資金提供については、活動の開始前に目的、内容を書面等により契約または合意を取り交わし、記録を残すようにします。

また、日新が行う患者団体とのあらゆる活動は、日本ジェネリック製薬協会で定める「ＧＥ薬協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン 2021」、「ＧＥ薬協コード・オブ・プラクティス」、「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」、「患者団体との協働に関するガイドライン」をはじめとする関係諸規範およびその精神に従います。

１．公開の時期および方法

日新の事業年度※1における医療機関等への資金提供に関する情報を、当該事業年度の決算確定後に日新のウェブサイト等を通じて公開いたします。

２．公開対象と内容

日新は、直接的資金提供、間接的資金提供、日新からの依頼事項への謝礼等、労務提供を行った患者団体についてその内容を公開します。

（１）直接的資金提供

（対象）寄附金、会員・賛助会員費、協賛費、広告費等

（内容）直接的資金提供を行った患者団体名および費用項目ごとの金額を記載する。

但し、費用項目の立て方は日新の判断とする。

（２）間接的資金提供

（対象）患者団体支援を目的とした企業主催・共催の講演会、説明会、研修会等に伴う費用、

患者団体支援に関連して外部業者に委託した費用。

（内容）間接的資金提供を行った患者団体名および間接的資金提供総額を記載する。
なお、患者団体ごと、費用項目ごとに分けて記載する必要はない。

（３）日新からの依頼事項への謝礼等

（対象）講師謝金、原稿執筆・監修料、調査費、アドバイザー等委託費用

（内容）日新から依頼を行った患者団体名および費用項目ごとの金額を記載する。
但し、費用項目の立て方は日新の判断とする。

（４）その他

（対象）労務提供

（内容）提供した患者団体名を記載する。

以上

【本指針における用語の説明】

※1.「日新の事業年度」は、日新製薬株式会社においては 6 月 1 日から翌年 5 月末日までの一年間をいいます。日新薬品株式会社においては 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの一年間をいいます。

ご参考：日本ジェネリック製薬協会「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」
https://www.jga.gr.jp/assets/uploads/2023/58733d6bc736f6d093df0de52bdee1bb5667af06.pdf